

令和6年2月14日(水) 午後5時45分～

大阪広域環境施設組合 あべのルシラス11階 会議室A

環境施設組合事務局長以下、大阪市職員労働組合環境局支部支部長以下との本交渉議事録

(労働組合)

それでは、私の方から、「2024年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」にあたり、一言、申し上げておきたいと思います。

私たちが携わっている環境行政・廃棄物行政は申し上げるまでもなく、市民生活とともにあり、市民生活に直接影響を与える事業であるとともに、焼却工場・処分地事業についても連動した重要な事業でありますから、事業のあり方については熟慮し、展開することが重要だと考えています。

私たちは、この間、環境局との交渉にあたっては、長きにわたり労働組合としても政策提起等も行いながら、労使が一体となった取り組みとして、日々市民サービスの充実に向けて議論し努力してきました。しかしながら、現在におかれましては、市側は管理運営事項として施策展開されており、環境施設組合についても同様のスタンスで事業を進められているかと思えます。しかし、管理運営事項であっても勤務労働条件に影響を及ぼす内容に関しては、支部・環境施設組合間での十分な交渉・協議が必要でありますから、今後についても円滑な協議を行われるよう求めておきたいと思えます。

2024年度の要員配置について、当支部におきましては、企画立案に携わる組合員や、市民・事業者に対して公権力を行使し、事業を遂行する組合員も多く在籍しており、事業を進めていくうえで、職員が十分な知識・情報量を持って、公正かつ適正にこれらの行為を実行する必要があると考えております。今後の交渉にあたっては、環境施設組合として今後の事業展開に関する考え方を早期に明らかにされ、業務に見合った人員の確保はもちろんのこと、新たな要素等に対しても、必要人員数を明らかにした上で、適切な交渉・配置を行われるよう、求めておきます。

また、次年度の要員配置については、環境施設組合として「業務内容・業務量に見合った執行体制の構築」を進め、「仕事と人」の慎重な関係整理にもとづき行

ない、それに見合った派遣職員及び事業担当主事の確保や、適切な人事配置に努めていただきたいと思います。

2018年に、「働き方改革関連法」が可決され、2019年度より年間5日以上の有給休暇取得の義務化や、時間外労働時間の上限が定められました。

超過勤務労働時間については、突発の事象にかかる対応の為に生じた時間外労働については一定理解をするものの、引き続き、計画的な工場の運営管理や、必要な業務の精査及び職場内での業務分担の平準化を含む、フォロー体制の構築について取り組んでいただきたいと思います。また、「サービス残業」の実態につきましても、環境施設組合として、引き続き、打刻時間と超過勤務命令の関係把握を行うことや、その結果を踏まえた、適正な要員配置を求めておきたいと思いません。

また、大阪市では今年度4月より事業担当主事が係長へ昇格しており、環境局においても昇格事例がありました。環境施設組合の事業担当主事についても、係長への昇格を視野に入れつつ職員の業務モチベーション向上に繋がるような取り組みをお願いいたします。

1月1日、能登半島にて最大震度7の地震が発生しました。近年、頻発する台風や地震などの大規模な自然災害や、この間のコロナウイルス感染症のような非常時においても業務執行可能な要員配置が必要であると考えます。

現場の混乱は、労働条件に関わるだけでなく、結果的に市民生活や災害非常時対応業務そのものに影響します。課題の抽出・整理と改善や、今後、起こりうる更なる災害非常時が発生した場合に必要とされるノウハウを持った人材の育成及び確保などについても充実を求めておきたいと思いません。

さらには、職場環境改善にかかる事項についても、支部一所属間での交渉事項となっていますから、私たちが職場環境の現状を把握して環境施設組合に申し入れるという手順ではなく、問題点は早期に労働組合に明らかにされ、労使が一体となり、改善に向けた検討を図られるよう、誠意ある対応を求めておきたいと思いません。

それでは、具体の要求につきまして、書記長より申し上げます。

《申入れ文書の読み上げ》

(環境施設組合)

それでは、退職者数等につきまして、説明します。

令和5年度末の課長代理級以下の退職予定数については、大阪市派遣職員2名と組合固有職員(暫定再任用)2名の計4名です。

また、本日現在で把握しています、病気休職者は3名。育児休業者、産前産後休暇中の職員はいません。

以上です。

(環境施設組合)

ただ今、来年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れにあたり、支部長から適切な要員配置等についての指摘がありました。

当環境施設組合としては、将来にわたって、市民に安定した良質なごみ焼却事業を提供するため、大阪市・八尾市・松原市・守口市の4市が一つの組織として、明確なガバナンスのもと、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を公平に負う、長期的・安定的なごみ処理体制を構築し事業運営しているところです。

事業運営にあたっては、歳出削減や歳入確保等これまでの大阪市の取り組みを継承・発展させ、効果的・効率的な事業運営を図りつつ、業務内容・業務量に見合った体制を構築してまいりたいと考えています。

まず、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワークライフバランスにも支障があることから、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、年次有給休暇等の計画的な取得とあわせて、引き続き、管理監督者及び職員へ周知し、ワークライフバランスの推進を図りますとともに、適正な要員配置に努めていきたいと考えています。

また、当環境施設組合の固有職員である事業担当主事は、令和元年度から主務(行政職3級)への昇格試験を実施しており、今年度には主務として4年目を迎える職員がいる状況であり、優秀な事業担当主事に更なるステップアップの場をつくることで職務に対するモチベーション向上を図る必要があると考えています。

近年の大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる非常時については、各職場に応じた対応が適切に講じられるよう各種マニュアル等の整備を図り、引き続き、円滑な事業運営に向けた業務執行体制の構築に取り組んでいく。

なお、本日お受けしました申し入れの内容については、各項目について確認を行い、勤務労働条件にかかわる事項については、改めて回答したいと考えています。

(労働組合)

ただいま、事務局長から現時点における回答を受けました。

その中でワークライフバランスの推進を図りつつ、適正な要員配置に努める旨の回答をいただきました。

また、事業担当主事の更なるステップアップによるモチベーション向上の必要性についても認識を示されました。

支部としても、今後も、労使が創意工夫をしながら、今日を乗り切っていかなければならないと考えているところですが、給与構造改革以降、賃金労働条件の悪化などにより個々のモチベーションの低下してきた中であって組合員一人ひとりの献身的な努力によって、焼却処分事業が支えられていることは否めない事実であります。

今後の事業展開にあたって、労働条件の低下を前提とした計画の策定などありえませんし、このことは、「要員問題」と密接に関係するところでありますので、組合と十分協議され、環境施設組合として責任ある対応を図っていただくことを求め、本日の交渉を終えたいと思います。